

奈良県告示第百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定に基づき県営土地改良事業（県営畑地帯総合整備事業・湯塩地区）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年八月二十五日

奈良県知事 山下 真

一 縦覧期間

令和五年八月二十八日から同年九月十八日まで

二 縦覧場所

五條市役所